

表 3.5-7(4) 主要な眺望景観の変化の状況（地点4：荒川水循環センター上部公園）

<p>現況</p>	
<p>将来</p>	
<p><b>【主要な眺望景観の変化の状況】</b></p> <p>現況では、荒川水循環センター上部公園の外周を囲う生垣の奥に水循環センター施設の一部や送電鉄塔等があり景観構成要素となっている。現施設は、画面中央の送電鉄塔の左側に位置しておりその煙突が見える。将来は、画面中央の送電鉄塔の右側に新施設の煙突が出現するが眺望景観の変化はほとんどない。</p>	



表 3.5-7(5) 主要な眺望景観の変化の状況(地点5：武蔵野線荒川橋梁付近(荒川右岸堤防上))



**【主要な眺望景観の変化の状況】**

現況では、荒川右岸堤防を覆う草地及び堤内の事業場や住宅、その奥に幸魂大橋や送電鉄塔、その更に奥に新宿副都心を始めとしたビル群があり景観構成要素となっている。現施設は、画面中央の送電鉄塔の左側に見えるが、約3.5km離れていること及び背景の構造物等に紛れ識別は難しい。将来は、画面中央の送電線鉄塔の右側に煙突が出現するが、現況と同様に識別は難しく眺望景観の変化はほとんどない。

### 3.5.4 影響の分析

#### (1) 影響の回避または低減に係る分析

##### ① 影響の分析方法

事業の実施において講じる景観に係る環境保全のための措置において、適切な配慮が為されているかについて検討した。

##### ② 影響の分析結果

事業の実施にあたっては、表 3.5-8 に示すとおり、「和光市景観計画」（平成 21 年 12 月、和光市）等に十分に配慮して施設計画や緑化計画を立案の上で設計・施工を行う。

このため、施設の存在に伴う景観への影響については、実行可能な範囲内で回避・低減されるものと評価する。

表 3.5-8 景観に係る環境保全措置

<p>①敷地境界から必要な離隔を確保し、周辺に対し圧迫感が生じないように配慮する。</p> <p>②建物には周辺環境と調和する外観・色彩・形状を工夫する。</p> <p>③建物のデザイン及び色彩の決定にあたっては、「和光市景観計画」のゾーン別の景観形成方針に留意するとともに景観形成基準に基づく配慮を行い、周辺景観と調和するよう工夫する。</p> <p>④敷地周りの植栽を始めとする敷地内の緑化にあたっては、「埼玉県広域緑化計画」等に留意するとともに、建物による圧迫感を軽減し、周辺からの建物の視認を妨げるような植栽に努める。</p>
---

#### (2) 環境の保全上の目標との整合に係る分析

##### ① 影響の分析方法

「和光市景観計画」（平成 21 年 12 月、和光市）の景観形成方針を考慮の上で環境保全目標を表 3.5-9 に示すとおり設定し、これと施設の存在に伴う景観の予測結果を比較し、両者の間に整合が図られているかを検討した。

表 3.5-9 施設の存在に伴う景観に係る環境保全目標

環境保全目標
「和光市景観計画」（平成21年12月、和光市）に示される計画地が含まれる「北側低地ゾーン」の景観特性「安らぎを感じる広々とした景観」が維持されること。

##### ② 影響の分析結果

新施設は、和光市の北側低地ゾーンの中では比較的、大規模な建築物となるが、事業の実施にあたっては、表 3.5-8 に示す環境保全のための措置の実施等により、周辺景観との調和を図り施設の存在に伴う景観への影響は低減されることから、環境保全目標との整合は図られているものと評価する。